

特殊車両に関するアンケート調査票（国土交通省）

返信先：（公財）日本道路交通情報センター 調査部 江田、清水行
 F A X 番 号 0 3 - 3 2 6 5 - 6 0 2 8
 メールアドレス h_shimizu@office.jartic.or.jp

※10月18日（金）17時までに返信願います。

企業属性に関する質問

質問1	【任意回答】企業名を教えてください。	
(回答)	()	
質問2	企業の所在地を教えてください。	
(回答)	都道府県	区市町村
質問3	企業の社員数を教えてください。	
(回答)	()名	
質問4	企業の運転者数を教えてください。	
(回答)	()名	
質問5	企業の保有または使用している特殊車両（※）の台数を教えてください。概数の場合には「約〇台」と記載願います。	
(回答)	単車 () 台 トラクタ () 台 トレーラ () 台	(※) 特殊車両とは、一般的に、幅2.5m、長さ12m、高さ3.8m、総重量20tのいずれかを超える車両のことをいいます（特殊車両を保有していない場合は0として下さい）。

保有車両台数が0台（特殊車両に該当しない）場合は、質問9及び10の回答をお願いします。

質問6	質問5で回答した車両台数の内訳として、下記の車種別台数を教えてください。台数の合計は質問5の台数と一致させて下さい。概数の場合には「約〇台」と記載願います。	
(回答)	・単車（新規格車以外） () 台 ・単車（新規格車※） () 台 (※) 新規格車とは、車両総重量が最大25トンであるため、重さ指定道路以外の道路を通行するときには特車許可が必要になる車両をいいます。 ・セミトレーラ () 台 ①バン型 () 台 ②タンク型 () 台 ③幌枠型 () 台 ④コンテナ用 () 台 ⑤自動車運搬用 () 台 ⑥あおり型 () 台 ⑦スタンション型 () 台 ⑧船底型 () 台 ⑨重量物運搬用 () 台 ⑩ポールトレーラ () 台 ⑪その他 () () 台 ・フルトレーラ ①バン型 () 台 ②タンク型 () 台 ③幌枠型 () 台 ④コンテナ用 () 台 ⑤自動車運搬用 () 台 ⑥あおり型 () 台 ⑦スタンション型 () 台 ⑧船底型 () 台 ⑨重量物運搬用 () 台 ⑩ポールトレーラ () 台 ⑪その他 () () 台	
質問7	主に運搬しているものに該当するものを教えてください。（一つ選択）	
(回答)	①鋼製品 ②食料品 ③国際海上コンテナ ④国際海上コンテナ以外のコンテナ ⑤車両（建設機械） ⑥スクラップ・鉄くず ⑦紙・パルプ ⑧木材 ⑨産業廃棄物・コンクリート殻 ⑩コンクリート ⑪機械製品 ⑫石油製品 ⑬その他 ()	
質問8	特殊車両通行許可申請の申請先ごとに全申請件数に占める割合を教えてください。割合は概ねで結構ですが、合計が10割になるように記載して下さい。	
(回答)	①国（国道事務所） () 割 ②都道府県・政令市 () 割 ③市区町村（政令市除く） () 割 ④高速道路会社（高速道路機構） () 割	

特殊車両の導入に関する予定

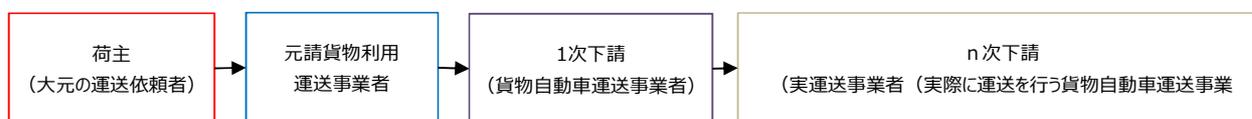
質問9	今後、特殊車両を導入したり、台数を増加する計画や予定があるかどうかをご記入下さい。(一つ選択)
(回答)	①導入または台数を増加する予定がある ②具体的な計画はないが、導入または台数を増加していきたい ③わからない ④導入または台数を増加する予定はない ⑤その他 ()
質問10	質問9で①または②と回答した方にお尋ねします。特殊車両を導入または台数を増加したいと考える理由を教えてください。(複数回答)
(回答)	①輸送効率を向上させるため ②ドライバー不足に対応するため ③コスト削減のため ④その他 ()

質問5の回答が0台(特殊車両に該当する車両を保有していない)場合は、質問24～27の回答をお願いします。

荷主に関する質問

荷主とは、運送状(運送委託者)に記載された荷物に係る大元の運送依頼者(真荷主)とします。(運送事業者が下請である場合に、直接運送を指示した元請貨物利用運送事業者ではありません。ただし、運送状に記載の荷物の依頼者が元請貨物利用運送事業者などである場合は、これを荷主とします。)

【参考】



なお、海上コンテナ(輸入)については、大元の運送依頼者(外国企業)ではなく、「日本の港において運送を仲介・取次する事業者(フォワードなど)」を荷主とします。

質問11	荷主は、車両制限令や特殊車両通行許可制度について、どの程度の理解があると考えられますか。お考えに近いものを選んで下さい。(一つ選択)
(回答)	①理解がある ②おおむね理解がある ③どちらともいえない ④あまり理解がない ⑤ほとんど理解がない
質問12	質問11で④または⑤と回答した方にお尋ねします。荷主の理解が乏しいと感じている内容は次のうちどれですか。(複数回答)
(回答)	①大型車の通行には、車両制限令、道路交通法、道路運送車両法(保安基準)において、それぞれ規制が定められていること ②特殊車両の通行には、あらかじめ許可を受ける必要があること ③特車許可の取得にはある程度の時間を要すること(許可取得に時間が必要だということ) ④特車許可重量と車検証重量(最大積載量)は違うものであること ⑤特車許可を受けた経路以外は通行できないものであるということ ⑥通行時間帯が夜間に制限される場合があること ⑦誘導車の配置が義務付けられる場合があること ⑧違反があれば、運送事業者に対し、高速道路の料金割引停止措置等のペナルティが課される場合があること ⑨その他 ()
質問13	国土交通省では大型車両の適正かつ安全な走行について、平成26年度より荷主に向けた広報・啓発活動の取組(荷主への説明会やチラシ配布など)を進めておりますが、荷主の理解に改善が見られましたか。
(回答)	①改善された ②おおむね改善された ③どちらともいえない ④あまり改善されていない ⑤改善されていない
質問14	荷主から車両制限令違反を強要されることはありますか。該当するものを一つ選んで下さい。
(回答)	①強要されることがよくある ②ときどき強要される ③ほとんど強要されたことはないがたまにある ④強要されたことはない ⑤回答できない

質問15	質問14で①～③と回答した方にお尋ねします。強要された内容は次のうちどれですか。(複数回答)
(回答)	①急な運送を指示され、そのために必要な特車許可を取得する時間を与えられなかった ②あらかじめ使用予定の許可を受けた車両を急遽変更するよう指示され、そのために必要な特車許可を取得する時間を与えられなかった ③最大積載量または特車許可重量を超える荷物を運搬するよう指示された ④特車許可を受けた経路以外の経路を通行するよう指示された ⑤夜間通行が必要であるにもかかわらず、昼間の時間帯に通行するよう指示された ⑥誘導車の配置が必要であるにもかかわらず、配置せずに通行するよう指示された ⑦夜間通行や誘導車の配置、有料道路の通行に必要なコストを負担してもらえなかった ⑧荷物を分解して複数台に分けて運搬すべきところ、まとめて1台で運搬するよう指示された ⑨その他 ()

質問16	【任意回答】質問14で①～③と回答した方にお尋ねします。強要された荷主の業界名を教えてください。
(回答)	()

質問17	荷主から特殊車両を使用する運送の依頼を受けるのは、通常、運送予定日の何日前頃であるか教えてください。(一つ選択)
(回答)	①前日～1週間程度前 ②1週間～2週間程度前 ③2週間～1か月程度前 ④1か月～2か月程度前 ⑤2か月～3か月程度前 ⑥3か月以上前

質問18	荷主からの指示はないが、車両制限令に違反して通行したことはありますか。
(回答)	①ある ②ない

質問19	質問18で①と回答した方にお尋ねします。違反をした理由は次のうちどれですか。(複数回答)
(回答)	①特車許可が必要であることを知らないなど、認識不足だったため ②申請しても許可までに時間がかかると聞いていたため ③申請に必要なコスト(申請手数料や行政書士への依頼費用)の負担を避けるため(収益確保のため) ④人手不足などで、申請手続に人手を割くことができなかったため ⑤申請しようとしたが、難しく申請書を作成することができなかったため ⑥十分な時間的余裕をもって申請したが、通行日までに許可がおりなかったため ⑦夜間通行や誘導車の配置に必要なコストの負担を回避するため(収益確保のため) ⑧夜間通行や誘導車の配置に必要な人手を確保できなかったため ⑨許可を受けた経路の渋滞を回避して早く到着するために許可経路外を通行したため ⑩許可を受けた経路を通行しようとしたが、誤って許可経路外を通行したため ⑪港にトレーラを迎えにいったら、許可を受けていないトレーラをけん引することになったため ⑫その他 ()

質問20	今後の荷主対策として、国に期待することや、現状の課題などがあればご記入下さい。
(回答)	()

「車両制限令遵守」を荷主に理解してもらうための広報内容について

質問21	車両制限令を遵守するために、荷主に特に理解してほしいことを選んで下さい。(複数回答)
(回答)	①特車許可の審査に、ある程度時間を要することについて(発注時期の適正化) ②法令で定められた重量・寸法を超える特殊車両は、特車許可が必要であること(許可取得の荷主への働きかけ) ③特殊車両は通行経路を遵守する必要があることについて(適正な経路の設定) ④車両制限令を遵守するためのコスト(誘導車の配置や夜間通行のための人件費等)の負担について(適正な費用負担) ⑤通行時間が指定される場合があることについて(適正な発着時間の設定) ⑥空車で通行する場合にも誘導車の配置が義務付けられることがあることについて(空車時の費用負担の必要性) ⑦違反があれば運送事業者にはペナルティが課せられること(運送事業者側のリスクの理解) ⑧違反があれば荷主にも責任が及ぶ場合があること(荷主の責任の理解) ⑨その他 ()

重量の管理に関する質問

質問28	自社の特殊車両で荷物を運搬する際に、重量をどのように把握しているか教えてください。(複数回答)
(回答)	①荷主から渡される書類に記載されている重量で把握している ②積込場所などに設置された重量計で計測し、把握している ③積込場所などにマットスケール(可搬式の重量計)を敷いて計測し、把握している ④O B W(車載型重量計)のような車両に装着した重量計で把握している ⑤把握していない ⑥その他 ()
質問29	質問28で②と回答した方にお尋ねします。重量計は誰が設置しているか教えてください。(一つ選択)
(回答)	①荷主が設置している ②自社で設置している ③その他 ()
質問30	質問28で③と回答した方にお尋ねします。マットスケールは誰が設置しているか教えてください。(一つ選択)
(回答)	①荷主が設置している ②自社で設置している ③その他 ()
質問31	質問29または質問30で②と回答した方にお尋ねします。重量計またはマットスケールを何台保有しているか教えてください。概数の場合には「約〇台」と記載して下さい。
(回答)	質問29で②と回答した方：重量計 ()台 質問30で②と回答した方：マットスケール ()台
質問32	質問28で④と回答した方にお尋ねします。O B Wを購入・装着しようと考えた理由を教えてください。(複数回答)
(回答)	①車両制限令違反や過積載を防止するため ②運搬料金は、積載重量に応じて決定されるものであり、運搬料金の額を確認する必要があるため ③自社のドライバーの運行管理のため ④その他 ()
質問33	質問28で④と回答した方にお尋ねします。O B Wを装着している車両の台数を教えてください。概数の場合には「約〇台」と記載して下さい。
(回答)	()台
質問34	質問28で④と回答した方にお尋ねします。O B Wを用いて計測している重量を教えてください。(複数回答)
(回答)	①全ての軸の軸重(及びその合計値としての車両総重量) ②駆動軸の軸重のみ ③その他 ()
質問35	質問28で④と回答した方にお尋ねします。O B Wを装着したタイミングを教えてください。(複数回答)
(回答)	①新車購入時に装着 ②既存の車両に後付け ③その他 ()
質問36	質問28で④と回答した方にお尋ねします。O B Wの購入・装着コスト(1台あたり)の金額を教えてください。(複数回答)
(回答)	①10万円未満 ②10万円～50万円未満 ③50万円～100万円未満 ④100万円～200万円未満 ⑤200万円～300万円未満 ⑥300万円以上 ⑦不明

質問37	質問28で④または⑤と回答した方にお尋ねします。自ら重量を計測して把握していない理由を教えてください。(複数回答)
(回答)	①重量を把握する必要性を感じないため ②OBWの装着やマットスケールの購入にはコストがかかるため ③OBWやマットスケールといった重量を測定できる商品が知らなかったため ④その他 ()

質問38	今後のOBWの装着の予定について、教えてください。(一つ選択)
(回答)	①すでにOBWを装着している ②OBWを装着している車両を何台か保有しているが、今後、その台数を増やしていきたい ③OBWを装着していないが、今後、装着していきたい ④現時点では装着していく考えはない ⑤分からない ⑥その他 ()

誘導車に関する質問

質問39	特車許可の条件として、誘導車の配置を義務付けられたことがあるか教えてください。(一つ選択)
(回答)	①ある ②ない

質問40	質問39で①と回答した方にお尋ねします。誘導車をどのように手配しているか教えてください。(一つ選択)
(回答)	①自社の車両を誘導車としている(自社誘導) ②誘導会社へ委託している(委託誘導) ③自社誘導と委託誘導の混在 ④その他 ()

質問41	質問40で③と回答した方にお尋ねします。自社誘導と委託誘導の割合を教えてください。(一つ選択)
(回答)	①自社誘導 9割：委託誘導 1割 ②自社誘導 8割：委託誘導 2割 ③自社誘導 7割：委託誘導 3割 ④自社誘導 6割：委託誘導 4割 ⑤自社誘導 5割：委託誘導 5割 ⑥自社誘導 4割：委託誘導 6割 ⑦自社誘導 3割：委託誘導 7割 ⑧自社誘導 2割：委託誘導 8割 ⑧自社誘導 1割：委託誘導 9割

質問42	質問39で①と回答した方にお尋ねします。誘導車配置条件に反して、誘導車を配置せずに通行したことがあるかどうか教えてください。(一つ選択)
(回答)	①ある ②ない

質問43	質問42で①と回答した方にお尋ねします。誘導車を配置せずに通行した理由を教えてください。(複数回答)
(回答)	①誘導車を配置する必要性を感じなかったため ②誘導車の配置に必要なコストを負担しなかったため ③荷主が誘導車の配置に必要なコストを負担してくれなかったため ④人手不足により自社の誘導車やドライバーを手配できなかったため ⑤信頼できる誘導事業者を知らず、委託したくてもできなかったため ⑥誘導事業者に誘導業務を依頼したが、手配できないと断られたため ⑦その他 ()

質問44	質問43で①と回答した方にお尋ねします。誘導車を配置する必要性を感じなかった理由を教えてください。(複数回答)
(回答)	①誘導車を配置せずとも安全は確保できると考えたため ②特殊車両の前後に誘導車を配置することが義務付けられていたが、一方のみ配置すれば安全を確保できると考えたため ③他社が誘導車を配置せずに通行しているため ④その他 ()

質問45	質問39で①と回答した方にお尋ねします。安全を確保するため、誘導車の運転に資格制度(試験合格者または研修受講者など、コストを負担して資格を取得した者に限り、誘導車を運転できるようにする制度)を設けることについてどのように考えるか教えてください。(一つ選択)
(回答)	①資格制度を設けるべき ②資格制度を設ける必要はない ③分からない

質問46	質問45で①と回答した方にお尋ねします。誘導車の運転に資格制度を設ける必要があると考える理由を教えてください。 (自由回答)
(回答)	(記載例) 他社に誘導業務を委託しているが、安全が確保されているとは思わないため。
質問47	質問45で②と回答した方にお尋ねします。誘導車の運転に資格制度を設ける必要がないと考える理由を教えてください。 (自由回答)
(回答)	(記載例) ドライバーが有資格者に限定されると、ドライバーの確保が困難になり、手配するためのコストもかかる。
質問48	質問39で①と回答した方にお尋ねします。これまで、通行経路に1箇所でも誘導車の配置が必要な区間があれば、経路全線にわたり、誘導車の配置を義務付けていましたが、平成30年度から、これを必要な区間に限り、誘導車を配置すれば足りるように改善しました。このような改善により、誘導車の配置に関する負担が軽減したかどうかを教えてください。(一つ選択)
(回答)	①誘導車を配置すべき箇所が限定されたため、全体的に誘導車の配置に伴う負担が軽減された ②経路によっては、誘導車の配置に伴う負担が軽減されたケースがあった ③誘導車を配置すべき箇所が連続しているため、結局、全線にわたり誘導車を配置しており、従来と負担は変わらない ④その他 ()
質問49	質問39で①と回答した方にお尋ねします。誘導車の配置に加え、通行時間帯を夜間(21時～翌5時)に制限される通行条件が付されることがあります。通行時間帯を夜間に制限する条件については、これまで、通行経路に1箇所でも夜間通行が必要な区間があれば、経路全線にわたり、夜間通行を義務付けていましたが、令和元年6月から、これを必要な区間に限り、夜間通行すれば足りるように改善しました。このような改善により、夜間通行に関する負担が軽減したかどうかを教えてください。(一つ選択)
(回答)	①夜間通行すべき箇所が限定されたため、全体的に通行時間帯の遵守に伴う負担が軽減された ②経路によっては、通行時間帯の遵守に伴う負担が軽減されたケースがあった ③夜間通行すべき箇所が連続しているため、結局、全線にわたり夜間に通行しており、従来と負担は変わらない ④その他 ()
質問50	誘導車配置条件に関する意見があれば、記載願います。(自由回答)
(回答)	()

<ご協力ありがとうございました。>